

2009

8

社会保険さがし

No.714



今月の記事

- 年金委員制度のお知らせ
- 国民年金にはこんなメリットがあります！
- 健康保険証の切替について(お知らせ)
- 健康保険料率が変わります。
- 加入者の皆様の医療費のご確認を！
- 郵送による届出にご協力をお願いいたします。
- 年金相談窓口開設等のご案内
- ねんきん定期便専用ダイヤル
0570-058-555
- 各種適用関係届書の送付先について

社会保険料は納期内に納付しましょう。
職場内で回覧しましょう。

年金委員制度のお知らせ

これまで適用事業所において社会保険委員または地域において国民年金委員の委嘱を受けられ、年金制度に対する各種広報活動等にご協力をいただいている皆様に、心から感謝を申し上げます。

さて、社会保険庁は本年12月末をもって廃止され、平成22年1月、新たに非公務員型の「日本年金機構」が設立されます。現在、社会保険庁長官から委嘱されている社会保険委員及び国民年金委員の皆様方の役割は、「日本年金機構」設立後も何ら変わることなく、年金委員と名称は変わるものの、年金委員として引き続き年金制度に関し、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

現行

社会保険委員

国民年金委員

改正後(平成22年1月～)

年金委員(職域型)

年金委員(地域型)

年金委員は、政府管掌年金事業の適用、給付、保険料その他の事項について積極的に啓発、相談及び助言その他の活動を行い、もって政府管掌年金事業の理解を高め、その円滑な運営を図ることを目的としております。

管轄の年金事務所と連絡を密にし、「職域型」は適用事業所の事業主・被保険者に対し、「地域型」は地域住民に対し、次の職務を行っていただきます。

- ①各種届出手続きについて相談、助言を行うこと
- ②年金制度に関する広報
- ③前各号に掲げるものの他、政府管掌年金事業の推進に必要な業務

おって、現在、委嘱されている社会保険委員または国民年金委員の皆様へ文書にてご案内申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。



国民年金にはこんなメリットがあります!

国民年金は、終身保障されます。

国民年金は、生涯にわたって受けることができます。

国民年金は、働く世代が高齢者の世代を支えるしくみです。現在、現役のあなたが高齢者世代を支え、将来高齢者になったあなたをそのときの現役世代が支えます。

そのため、生涯にわたって年金を受けることができます。

国民年金には 障害年金・遺族年金もあります。

国民年金には、老後の生活を保障する老齢年金だけでなく、病気や事故で障害が残ったときの障害年金や、一家の働き手が亡くなったときの遺族年金などもあります。

国民年金の種類

老齢年金(年をとったとき)

障害年金(事故などで障害者となったとき)

遺族年金(亡くなったとき遺族へ)

ただし、これらの年金の支給を受けるためには、必ず国民年金制度に加入してきちんと保険料を納めていることが必要です。

国民年金は、国が運営する制度。 基礎年金への 国の負担が1/3から**1/2**へ

国民年金制度は、長期的な視点に立ち、将来を見据えて、国が責任を持って運営しています。

そして、国民年金(基礎年金)への国の負担は、平成16年度から1/2への引き上げに着手し、**平成21年度に完全に引き上げられました。**

NEW

国民年金の保険料は、 全額、社会保険料控除の対象!

国民年金の保険料は、確定申告の際、全額社会保険料控除として認められています。

例えば、平成21年中に毎月現金で納付された場合は、174,920円(1月~4月 14,410円×4ヵ月、5月~12月 14,660円×8ヵ月)が控除の対象となります。



ハッピーちゃん

国民年金の加入手続きは、お住まいの市町村役場の国民年金担当窓口またはお近くの社会保険事務所にお問い合わせください。

健康保険料率が変わります

協会けんぽの健康保険料率は、現在、全国一律の保険料率(8.20%)が適用されていますが、平成21年9月分から医療費水準・年齢構成・所得差など、地域の実情を反映した都道府県ごとの保険料率に変わります。

佐賀県の保険料率はこのように変わります。

- ◎ 介護保険第2号被保険者に該当しない方 現行8.20% → **8.25%**
- ◎ 介護保険第2号被保険者に該当する方 現行9.39% → **9.44%**
- ◎ **平成21年9月分(平成21年11月2日納付期限分)**より変わります。

都道府県ごとの保険料率の設定に際しては、地域間の医療費や所得水準の違いがそのまま反映されるのではなく、年齢構成や所得水準の違いを都道府県間で相互に調整します。

また、平成25年9月までは、急激な負担増を軽減するための措置「**激変緩和措置**」が導入され、平成21年度は実際の保険料率と全国平均の保険料率との差が1/10に調整されています。

※佐賀県は、年齢調整ではプラスになり、所得調整ではマイナスになります。

※激変緩和措置適用前の佐賀県の保険料率は、**8.68%**です。

※どの程度の緩和措置がとられるかは、毎年異なります。

佐賀県は、受診率が高いことなどが影響し、医療費が全国平均よりかなり高くなっています。そのため、健康保険料率も現行より高くならざるを得ない状況です。

佐賀支部では、ジェネリック医薬品の使用促進、健康診断などの予防事業の推進を通じ医療費の削減に努めてまいります。

加入者の皆様におかれましては、今後の健康保険料率の変更につきまして、ご理解とご協力をお願いいたします。

加入者の皆様の医療費のご確認を！

加入者の皆様の健康に対する意識を高めていただくことと、医療保険事業の健全な運営を目的として、協会けんぽでは「医療費のお知らせ」を送付しています。

お知らせする内容

対象となった期間、受診者氏名、診療年月、診療区分、診療日数、医療機関名称、医療費の総額等をお知らせします。

お知らせする期間及び時期

平成20年12月から平成21年4月の間、受診した内容を平成21年9月初旬にお送りする予定です。

《事業主の皆様へお願い》

「医療費のお知らせ」は事業所あてに一括して送付させていただきますので、記号・番号を確認のうえ**開封せず**に直接、被保険者本人へお渡しください。

なお、退職等によりお渡しできない場合は、お手数ですがそのまま協会けんぽ佐賀支部まで返送いただくようお願いいたします。

「医療費のお知らせ」は被保険者と被扶養者の分を一通にまとめて記載しています。

郵送による届出にご協力をお願いいたします。

お客様の利便性と事務処理の迅速化を図るため、各種届出書等の提出につきましては、以下送付先へ**直接郵送**いただきますようにご協力をお願いいたします。

送付先：〒840-8560
佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル2階
電話番号：0952-27-0611 (代表)



当支部へ車でお越しの際には、当支部のビルの東側の「ウチダ有料駐車場」をご利用ください。駐車券をご用意いたしております。

《年金相談窓口開設等のご案内》

平成21年9月 相談窓口開設カレンダー						
日	月	火	水	木	金	土
		1 鹿島市民会館 予約	2 多久市役所 予約	3 鳥栖市役所 予約	4 伊万里市役所 予約	5
6	7	8 基山町役場 予約	9 有田町役場(東庁舎) 予約	10 鳥栖市役所 予約	11 伊万里市役所 予約	12
13	14	15 鹿島市民会館 予約	16 多久市役所 予約	17 鳥栖市役所 予約	18 伊万里市役所 予約	19
20	21	22	23	24 鳥栖市役所 予約	25 伊万里市役所 予約	26
27	28	29	30			

出張相談(予約制) 相談時間 10:00~15:00

出張相談所	予約申込先
鳥栖市役所 多久市役所 基山町役場	佐賀社会保険事務所 0952-31-4191
伊万里市役所	唐津社会保険事務所 0955-72-5161
鹿島市民会館	鹿島市役所 市民課年金係 0954-63-2117
有田町役場 東庁舎 佐賀県陶磁器 工業協同組合	有田町役場 住民環境課 国民年金係 0955-46-2114

県内社会保険事務所における相談時間

- 佐賀社会保険事務所 0952-31-4191
- 唐津社会保険事務所 0955-72-5161
- 武雄社会保険事務所 0954-23-0121

平日	8:30~17:15
毎週月曜日	8:30~19:00 (休日の場合は翌日)
第2土曜日	9:30~16:00

※予約相談も受付けておりますので、各社会保険事務所へお申し込みください。

《県内社会保険事務所における休日相談》

■: 県内全社会保険事務所の休日開設日(受付時間 9:30~16:00まで)
■: 「社会保険労務士によるねんきん定期便・特別便窓口」が併設されております。
ぜひご利用下さい。(相談時間 10:00~15:00まで)

※全国の社会保険事務所の「相談窓口の混雑状況」を社会保険庁ホームページ(<http://www.sia.go.jp/>)でご案内しております。
※追加の休日開庁や時間延長をおこなう場合がありますので、詳しくは社会保険事務所までお問い合わせください。
※健康保険に関する相談につきましては、「全国健康保険協会佐賀支部」へお問い合わせください。

『ねんきん定期便専用ダイヤル』 0570-058-555

※一部のIP電話・PHSからは「03-6700-1144」にお電話ください。
※大変申し訳ありませんが、通話料金(一般の固定電話の場合、接続先にかかわらず市内通話料金)はご負担頂くようお願い申し上げます。
※間違い電話が大変多くなっております。番号をよくお確かめの上、おかけください。

受付時間 ●月~金曜日:午前9時~午後8時まで ●第2土曜日:午前9時~午後5時まで

※なお、祝日はご利用いただけません。
※オンラインの稼働時間によっては、ご照会の回答を翌日以降にさせていただくことがありますのでご了承ください。
※お電話の際は、「ねんきん定期便」または基礎年金番号がわかるものをご用意ください。
※このダイヤルでは「ねんきん特別便」に関するお問い合わせについてもお受けいたします。

各種適用関係届書の送付先

県内の各社会保険事務所では、適用関係の事務手続きを迅速に行うため、郵送化を図っているところです。
資格取得届・資格喪失届・被扶養者異動届・賞与支払届・算定基礎届・月額変更届など適用関係の各種届書を提出される際は、以下の所在地へ直接送付いただきますようご協力をお願いいたします。

社会保険事務所へ郵送される場合より早く手続きを行うことが出来ます。

〒840-0816 佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル5F 佐賀社会保険事務局事務センター 管理2係

各種適用関係届書の標準的な事務処理期間は、社会保険事務所受付後、おおよそ7日間程度です。

(上記事務センターへ直接郵送された場合は1日短縮されます。)

社会保険料は納期限内に納付しましょう。

平成21年8月分保険料の納付期限は平成21年9月30日(水)です。

ご注意ください!! ※平成21年8月分の社会保険料計算に係る届書は9月7日(月)までに到着するようお届けください。その後到着した場合は平成21年8月分の社会保険料計算に算入されない場合があります。